

習志野市公営企業会計システム更新業務仕様書(案)

1 業務概要

1.1 業務委託名称

習志野市公営企業会計システム更新業務

1.2 目的

習志野市公営企業会計システム更新業務(以下、「本業務」という。)は、習志野市ガス事業、水道事業及び下水道事業において、会計業務の効率化及び適切な経営を支援する新公営企業会計システム(以下、「システム」という。)の構築、運用保守を目的とする。

1.3 適用範囲

対象となる公営企業会計は、次のとおりとする。

- (1) ガス事業会計
- (2) 水道事業会計
- (3) 下水道事業会計

1.4 業務の範囲

- (1) システムの構築業務(カスタマイズプログラムの作成を含む)
- (2) システムを利用するためのサーバー環境の構築
- (3) 他システムとのデータ連携用インターフェ이스の作成
- (4) システムへの旧システムからのデータ移行業務
- (5) 本システムを利用するための研修業務
- (6) システム使用マニュアル・システム運用マニュアルの作成
- (7) システムの運用・保守業務
- (8) その他、本業務に必要な業務

各業務に求める機能詳細は、別途定める「習志野市公営企業会計システム機能要求書」のとおりとし、公営企業会計業務パッケージの他、公営企業会計システムの開発及び運用も業務範囲に含むものとする。また、本市公営企業会計業務の実施に必要なサーバー機器等のミドルウェア、オペレーティングシステム(OS)等のソフトウェアの調達についても、業務範囲に含むものとする。

また、上記業務範囲に加え、プロポーザル参加事業者(以下、「事業者」という。)の視点により、本市の業務効率向上等に資すると考えられる機能があれば提案することが望ましい。

なお、令和9年9月末日までに施行される法制度改正については、本業務の中で対応すること。

1.5 システム構築

システムはパッケージを基本とし、下記の各業務機能を有するものとする。詳細については別紙「習志野市公営企業会計システム機能要求書」の内容を達成できるようシステムを構築するものとする。なお、機能要件書に掲げられていない機能で、標準機能として有する機能は原則削除しないものとする。また、法制度上求められる機能については、機能要件書に明記されていない場合でもシステムを導入するうえで当然備えるべきものとして、機能要件に含まれるものとする。

- (1) 基本機能
- (2) 予算業務
- (3) 収入管理業務
- (4) 支出管理業務
- (5) 日次・月次業務
- (6) 監査資料作成業務
- (7) 決算業務
- (8) 固定資産管理業務
- (9) 企業債管理業務

- (10) 貯蔵品管理業務
- (11) 電子決裁機能
- (12) 工事台帳管理業務

1.6 成果物

以下のものを成果物として納品すること。また、電子ファイルも媒体にて提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 保守体制図
- (3) 工程表
- (4) 詳細設計書
- (5) システム仕様書
- (6) 障害対応等マニュアル(障害時対応連絡手順書)
- (7) 打ち合わせ議事録
- (8) システム操作・運用マニュアル

1.7 履行期間

(1) システム構築期間

① 予算編成業務：契約締結日から令和10年度当初予算編成開始日(令和9年9月1日)の前日まで

② その他業務：契約締結日から令和10年3月31日

(2) システム賃貸借(利用)期間

システム稼働日から5年間(長期継続契約)

ただし、契約期間終了以降も本市が希望する場合は、継続して利用できること。

(3) システム保守契約(単年度契約)

令和9年度 システム稼働日から令和10年3月31日(金)

令和10年度以降 各年度4月1日から3月31日

2 システムの基本方針

(1) Web版パッケージシステム

クライアントには提案システム専用のプログラムを組み込まなくても、Webブラウザ(原則Chromium版Microsoft Edge及びGoogle Chromeのいずれにも対応することとするが、Chromium版Microsoft Edgeのみへの対応も可とする)及びAdobe Acrobat Reader DCが組み込まれていれば、提案システムの端末として利用できるWeb型のシステムとする。なお、Presentation Server等の擬似WEBについては、運用管理の煩雑さにより認めないこととする。

提案システムが組み込まれているサーバー、クライアントともにOSパッチは適時適用可能とし、サーバーOSについては年4回以上のパッチ適用作業を行うこと。対応するWebブラウザ及びAdobe Acrobat Reader DCのアップデートにも対応すること。また、システム及びミドルウェア等に脆弱性が発見された際は対応すること。

(2) 同等団体への導入実績

本市に対して提案する公営企業会計システムについて、同一のものを導入している人口15万人以上の団体が、提案書の提出時点で1団体以上あること。

(3) 自社パッケージシステム

提案システムは、事業者が自らパッケージ開発したソフトウェアであり、打合せ・開発・納品作業及び稼働後の保守作業についても自社にて対応できること。

3 システム要件

システムの整備にあたっては、習志野市庁内LANに構築している仮想サーバー(VMWare7.0)(以下「本市仮想サーバー」という。)上への導入、またはデータセンターを活用したクラウド環境上への導入のいずれも可能とする。

(1) 納入場所及び稼働場所

① 本市仮想サーバーへ導入する場合

習志野市役所市庁舎3階 (所在地:習志野市鷺沼2丁目1番1号)

② データセンターを活用したクラウド環境上へ導入する場合

受託事業者が確保したデータセンター

※上記①②の場合でも、バーコードリーダー等の機器等

習志野市企業局新館3階（所在地：習志野市藤崎1丁目1番13号）

(2)操作性・機能性

操作者が、コンピュータに関する特別な知識や経験がなくても、簡単に画面遷移や操作項目を選択できる機能を確保し、業務目的の情報又は処理に到達できるよう効率的な画面遷移を取り入れること。

また、画面の文字は拡大等が可能であるなど操作者に配慮した機能を有すること。さらに、ヘルプ機能を用意するとともに、帳票イメージを画面で確認し、電子ファイル保存又は帳票出力ができること。

(3)EUC対応

操作者が与えられた権限の範囲内で情報を検索、抽出し、CSV形式等でデータをダウンロードすることにより、表計算ソフト等でデータを加工する等の二次利用可能な機能を有すること。

(4)研修環境機能

本運用環境と分離独立した研修環境（テスト環境）をログイン時に選択することができる機能を用意するなど、職員が自席にて研修可能な環境を有すること。

(5)操作権限機能

操作権限は、職員毎に予算要求権限、予算編成（査定）権限、伝票起票権限、固定資産管理権限等の操作機能別に設定ができること。

(6)柔軟性

組織改正が生じた場合には、組織の分割・統合にともなう予算・決算等各種データの引継ぎに柔軟に対応できること。

(7)予算書、決算書

予算書、決算書等については、現在本市で運用している帳票の項目を網羅できること。

(8)複数業務画面の起動

公営企業会計システムを利用しながら、メールや表計算ソフト等の利用が可能であることに加え公営企業会計システムの業務も複数同時起動できると(各機能が干渉する場合等は除く)。

(9)その他機能要件

別紙「機能要求書」に回答を行うこと。記載方法は次のとおりとする。

・対応可否欄の回答は、

標準：A

代替案(無償)：B

カスタマイズ(有償)：C

対応不可：D

として回答すること(提案時で機能を実現しているかで判断のこと)。

・対応可否欄がB・Cの場合は、備考欄に代替案・カスタマイズの具体的な内容を必ず記載すること。

4 構築要件

(1)構築作業

システム構築についてはパッケージを基本とし、「1.7 履行期間」の項目で示した期日までに構築を完了すること。また、事前に構築計画を作成し、本市の承認を得たうえで次の作業を実施すること。

- ・マスタスケジュール、詳細スケジュールの作成
- ・設計書(システム要件定義)の作成
- ・仕様要件を満たすために必要なカスタマイズ作業
- ・パッケージシステムの適用
- ・単体、結合、総合テスト及び検証
- ・ドキュメントの作成
- ・打合せ定例会の資料作成、議事録作成
- ・研修

(2) 構築体制

構築時における責任所在の明確化及びデータ流出等のセキュリティ面により、第三者への全面委託は原則として禁ずる。構築、納品、保守等まで一貫した体制とし、事務が遅滞しないようにすること。

(3) ハードウェア及びソフトウェア要件

サーバーの種類、台数、CPU、OS等については、本仕様を満たし、且つ十分にレスポンスを考慮した提案構成とし、調達を行うものとする。システム稼動後に著しくレスポンス低下が発生した場合には本市と協議の上適切な対応を行うこと。

(4) 本市仮想サーバーへ導入する場合のサーバー環境

①システムに必要なリソース(OS、CPU、メモリ、HDD)及びミドルウェア、その他必要なソフトウェアを明記すること。

②サーバーOS、ミドルウェア、その他必要なソフトウェアについては受託事業者が調達して、インストール及び環境設定を行うこと(本市の仮想基盤環境は仮想ホスト3台(各2CPU合計6CPU)の構成であるためライセンス調達時には留意すること)。なお、サーバーOSについては本市がWindows Server 2022 Datacenter、Red Hat Enterprise Linux for Virtual Datacentersのライセンスを保有している。習志野市庁内に構築している仮想基盤上へ導入を行う場合、本市で保有するライセンスを使用することは可能で、Windows Serverを使用する場合は本市がOSのインストールを実施するが、Red Hat Enterprise Linuxを使用する場合は受注者がOSのインストールを実施すること。

③本市仮想基盤のリプレース時には、イメージ移行後の動作確認等も含め対応すること。

(5) データセンターを活用したクラウド環境上へ導入する場合のネットワーク要件

①構築期間及びテスト期間中に回線費用負担が発生する場合は、システム構築費用に含めること。

②LGWAN-ASPを推奨する(本市のLGWAN接続環境は30Mbpsである)。

LGWAN-ASP以外の場合、データセンターと市庁舎サーバー室とを結ぶネットワーク回線及び機器を用意すること。その際は、ネットワーク回線を冗長化するとともに、提案システムの動作に支障のない帯域を確保すること。

③ネットワーク回線は、外部への情報漏えいや、データ改ざんの恐れがない閉域でセキュアなネットワーク回線とすること。

(6)データセンターを活用したクラウド環境上へ導入する場合のデータセンター要件

①データセンターは本業務の受託事業者が確保し、使用料が発生する場合は費用に含めること。

②データセンターは以下の要件を満たしていること。

- ・データセンターの周囲半径100メートル以内に消防法による危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備がないこと。
- ・耐火建築であること。また、延焼防止のために隣接建物から十分な距離が保たれていること。
- ・耐震構造または免震構造であり、建物内の設備、機器等に損傷を与えないこと。
- ・JIS規格に準拠した避雷設備を設置していること。
- ・商用電力の冗長化が図られていること。
- ・商用電力供給が停止した場合に、システム稼働に影響を及ぼさない状態を確保できるよう、十分な容量を持つ非常用自家発電装置が設置されていること。
- ・自家発電設備は、商用電力供給停止から1分以内に電力供給が可能であること。また、優先的に燃料供給が受けられる体制がとられていること。
- ・停電時に自家発電が起動するまでに、サーバー機器に10分以上十分な電力供給が可能な無停電電源装置が設置されており、電源断が発生しないこと。

- ・温度、湿度が機器の安定稼働に影響を及ぼさないよう、一定に保たれていること。
- ・空調設備には、漏水対策が施されていること。
- ・避雷設備、火災報知設備、消火設備、非常照明設備等の建築設備が設置されていること。
- ・消火設備は設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガスの設置消火設備であること。
- ・データセンターは、日本国内設備とし、データセンターの運用管理は受託事業者が行うこと。また、必要に応じて本市職員の視察が可能なこと。
- ・データセンター及びサーバー室は24時間365日入退室管理されていること。
- ・サーバー室には許可された者のみ入退室が可能であり、第三者の入室を許可しないこと。
- ・鍵付きのラック等でサーバーへの不正アクセスや不正操作防止の措置が取られていること。
- ・サーバー設置場所は、監視カメラ等の防犯設備によって常時監視されていること。
- ・メインのデータセンターから十分離れた遠隔地にバックアップデータが保管できること。また、データ保管場所は、施錠管理されていること。
- ・ISO27001等の認証を受けていること。
- ・複数の通信事業者の回線を引き込み可能であること。

(7)利用者端末及びプリンタ関連

既存のクライアント及びプリンタを活用するものとする。クライアントにはWeb閲覧用のChromium版Microsoft Edge、帳票印刷確認出力用のAdobe Acrobat Reader DCを用意する。

なお、提案システムを運用するにあたり、バーコード等の入力を軽減するハードウェアについては、提案として見積に含めるものとする。

OSはWindows 11に対応していること。また、Windows 11以降の最新のバージョンにも対応できるものとする。

システム利用アカウント数は150件、同時接続台数は40台を想定している。

(8) ネットワーク

- ① ネットワークは現行の習志野市庁内LANを経由した運用とする。
- ② ネットワーク整備については、本システム構築業務の範囲外である。

5 データ移行等

データ移行の範囲は以下のとおりとし、可能な限りリスクの少ない方法を採用するとともに、移行時における職員の通常事務に負荷のかからない方式で行うこと。

また、令和9年度決算業務は現行システムで処理を行うため、この分のデータ移行は新システム稼働後に行うものとし、運用保守の範囲で行うこと。

(1) データの種類

- ①勘定科目・予算科目、所属情報
- ②債権者(業者)、債務者情報
- ③金融機関情報
- ④過去10年分の予算、決算値情報
- ⑤固定資産情報
- ⑥貯蔵品情報
- ⑦企業債情報
- ⑧その他(必要と認める情報)
- ⑨工事台帳情報

(2) 移行等の期限

- ① 移行等(その1) 令和9年9月30日まで
ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の上記(1)のデータ
- ② 移行等(その2) 令和10年6月1日から令和10年8月31日まで
ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の令和9年度末現在のデータ

6 研修業務

管理者及び一般職員向けの研修を、新システム運用に支障なきよう、システム稼働前に実施すること。なお、研修の場所、受講者の使用する端末、プロジェクター（HDMIケーブル、VGAケーブル対応）、スクリーンについては、本市にて用意する。

研修業務の内容は以下のとおりとする。

①導入システムの操作にかかる研修

- ・予算編成及び予算書作成の操作にかかる研修
- ・予算執行関係の操作にかかる研修
- ・決算関連、消費税計算関連業務にかかる研修
- ・貯蔵品の操作にかかる研修
- ・固定資産の操作にかかる研修
- ・企業債関連業務の操作にかかる研修
- ・工事台帳関連業務の操作にかかる研修

②システムマスタ関連の作成にかかる研修

③操作マニュアル・運用マニュアルの提供

④動画配信等による研修

- ・職員が任意の時間に視聴可能な研修用動画を作成し、実施する
- ・動画の内容、視聴方法等の詳細については、本市と協議のうえ、決定する

7 セキュリティ対策

- (1) セキュリティ上の脆弱性でシステムの安定稼働に影響を及ぼす不具合等が生じた場合には、システム本体に対する影響の有無や対応の要否を含めて速やかに本市に報告し、早急にパッチの適用・対応をすること。
- (2) データセンター設備については、ウイルス対策を使用するとともに、ファイアウォールを設置する等、コンピュータウイルスの侵入等を防止する対策に万全を期すること。

- (3) 提供するシステムは、電子証明書を用いた認証により、特定の端末以外からの接続を防止すること。証明書による認証に対応していない場合は、グローバルIPによる接続制限が最低限できることを条件とする。
- (4) システムユーザによるデータへのアクセスは、システムを通じてのみ行うことができることとし、システムユーザがサーバー内のデータに直接アクセスできないよう措置を講じること。
- (5) システムユーザは、ID及びパスワード等により認証し、各機能の操作権限及びアクセス権限を設定できること。
- (6) システムユーザのパスワードは、使用期限を設定し、システムユーザが変更できること。
- (7) 本業務に携わる人員に対しては、個人情報情報の取扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

8 運用・保守要件

(1)概要

システムの安定稼動に係るサポート、障害時の対応、質疑対応、年度切替の支援等を実施すること。なお、障害時の対応は原則リモート保守とし、リモートが使用不可の場合は現地対応とする。

(2)対応時間

土日祝日及び年末年始休業を除く、午前8時30分から午後5時15分を基本とする。

ただし、業務繁忙期には、本市と協議のうえ、上記以外の時間も保守対応を実施すること。本内容については、繁忙期対応にかかった経費を個別請求することなく、通常の保守経費内で対応すること。

(3)体制

対応の迅速性を考慮し、開発担当者の組織に属する者が、そのまま運用・保守に従事する体制とすること。

9 保証

納品後一年を経過するまでの期間において隠れた瑕疵が発見され、その瑕疵が受注者の責に帰する場合は、受注者の負担により速やかに対応すること。

10 秘密の保持

①受注者は、本業務に伴い取得した情報（貸与資料等を含む。）を搬送する時は、施錠された鞆等を用いるとともに、保管に際しては施錠可能な保管庫に施錠して保管する等、情報の漏えい、き損、紛失又は盗難等が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

②受注者は、本業務に伴い取得した情報（貸与資料等を含む。）の漏えい、き損、紛失又は盗難等の損害が発生した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

③受注者は、発注者の承認を得ず第三者へ本業務に伴い取得した情報（貸与資料等を含む。）を提供、契約目的外の利用、複写又は廃棄等を行ってはならない。

④①から③までは、契約期間の終了後又は契約解除後においても同様とする。

⑤受注者は、本業務に伴い取得した情報（貸与資料等及び複写したものを含む。）について、目的が達成された時は、直ちに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者が廃棄方法等を指定した上で、返却不要の旨を指示したものを除く。

⑥受注者は、業務の実施において知り得た本市の秘密に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。

11 疑義の解釈

本業務における本仕様書に明示していない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者の協議により決することとする。